

纳税通知书的看法

令和5年度 市民税・県民税納税通知書

| | |
|-------|--|
| 宛名番号 | |
| 通知書番号 | |

問い合わせ先
〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号
安城市役所 電話(0566)76-1111(代)
課税内容について
⇒市民税課市民税係 電話(0566)71-2214(直)
口座振替・納税について
⇒安城市税コールセンター 電話(0566)71-2288(直)

問い合わせの際は、赤枠内の番号をお申出ください。

あなたの市民税・県民税を決定しましたので、5ページ記載の「納める税額」を各納期期限内に納めてください。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも訴えを提起することができます。

以下之一、或为空白。

- 「口座振替」
→直接扣款
- 「公的年金からの特別徴収対象者」
→从公共养老金特别征收

显示工资收入或退休的收入金额。

令和5年度 市民税・県民税賦課明細書 その1

| 備考 | |
|-----------------|---------------------------|
| 課税標準額・算出所得割額 | |
| 区分 | 課税標準額 市民税算出所得割額 県民税算出所得割額 |
| 総所得 | 千円 円 |
| 分離長期 | 千円 円 |
| 分離短期 | 千円 円 |
| 山林・株式・先物・退職 | 千円 円 |
| ※2 肉用牛 | 円 |
| 税額 | |
| 区分 | 市民税 県民税 |
| 算出所得割額 | 円 円 |
| 調整控除額 | 円 円 |
| ※1 均等割額 | 円 円 |
| ※2 均等割額 | 円 円 |
| ※3 均等割額 | 円 円 |
| ※4 均等割額 | 円 円 |
| 年税額(市民税・県民税の合計) | 円 |
| 普通徴収税額 | 円 |
| 年金から特別徴収される税額 | 円 |
| 給与から特別徴収される税額 | 円 |

| ○所得等内訳 | | ○所得控除内訳 | |
|-------------|---|------------|-----------|
| 給 | 与 | 雑 | 損 |
| 給与 | 円 | 療養費 | 円 |
| 一時所得 | 円 | 小企業保険料 | 円 |
| 総所得金額 | 円 | 保険料 | 円 |
| 分離長期 | 円 | 障害特別 | 万円 一般 万円 |
| 分離短期 | 円 | 配偶者 | 万円 |
| 山林・株式・先物・退職 | 円 | 配偶者特別 | 万円 |
| 繰越控除 | 円 | 扶養※1 | 特定 人 一般 人 |
| | | 老人 人 内同居 人 | |
| | | 基礎 | 円 |
| | | 所得控除合計 | 円 |

如果您的总收入超过 1000 万日元, 并且您的配偶是受抚养亲戚, 则将显示“同配”。

这是每个付款至期日通过付款单或直接付款支付的税额。

給与から特別徴収される税額
→从您的工资中扣除的税额。您不必自己付费。

这是您1年应该交的税金。

「普通徴収税額」
→通过付款单或直接付款支付的税额。

「年金から特別徴収される税額」
→从您收到的养老金中扣除的税额。您不必自己付费。

令和5年度 市民税・県民税納税明細書 その2

| ○普通徴収税額(この納税通知書で納める税額) | | | | | |
|------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|
| | 全期前納の場合 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
| 課税額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 充当額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 納める税額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 納期限 | | | | | |

※左記の各期別ごとの「納める税額」をそれぞれの納期限までに納付してください。

如果您填写了银行账号, 税金将从您的银行账户中扣除。如果没有填写, 请用同封的纳税单交。

○公的年金からの特別徴収について

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際にその支払者が徴収します。

◆公的年金からの特別徴収税額及び徴収月

| 徴収月 | 5年10月 | 5年12月 | 6年2月 |
|--------|-------|-------|------|
| 特別徴収税額 | 円 | 円 | 円 |

◆令和5年度市民税・県民税の仮特別徴収税額
あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合、昨年度の通知書にて通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

| 徴収月 | 5年4月 | 5年6月 | 5年8月 |
|---------|------|------|------|
| 仮特別徴収税額 | 円 | 円 | 円 |

◆令和6年度市民税・県民税の仮特別徴収税額
あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

| 徴収月 | 6年4月 | 6年6月 | 6年8月 |
|---------|------|------|------|
| 仮特別徴収税額 | 円 | 円 | 円 |

◆特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類及び法人番号

| | |
|----------|--|
| 支払者の名称 | |
| 公的年金の種類 | |
| 支払者の法人番号 | |

显示从养老金中扣除的税额。

有不明的地方, 请咨询。
安城市政府 市民税課 市民税系(北厅2楼50号窗口)
电话号码: 0566-71-2214
邮箱地址: shiminzei@city.anjo.lg.jp